

青森市入院時意思疎通支援事業について

1 事業概要

意思疎通が困難な障がいのあるかた等が医療機関に入院する際に、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、日頃から本人を介護し、本人の意思を他者に伝えることができるホームヘルパーを意思疎通支援員として医療機関に派遣する。

2 支援の内容

- (1) 入院時における医療従事者と障がい者等との意思疎通の仲介及びこれに伴う見守りとする。なお、見守りとして認められる時間は、説明と説明の間の短時間の見守りとする。

【サービス内容の具体例】

- ① 入院時の説明、聞き取りの際の意思疎通支援
- ② 病院スタッフによる治療計画、入院計画の説明の際の意思疎通支援
- ③ 診察、処置、検査、療養の説明、実施の際の意思疎通支援
- ④ 手術前後の説明、処置の際の意思疎通支援
- ⑤ リハビリの説明、実施の際の意思疎通支援
- ⑥ 退院後の治療、療養の説明の際の意思疎通支援
- ⑦ 医療費の制度、福祉保健制度の相談・説明の際の意思疎通支援 その他

- (2) 意思疎通支援員の派遣時間及び派遣日数

入院1回当たり120時間を上限とし、派遣日数は当該入院した日から30日以内

3 対象者の要件

- (1) 本市に住所を有する者で、次の全ての要件に該当するもの（施設入所及び共同生活援助を受けている者を除く。）とする。

- ① 障害支援区分4以上の認定を受けている者（障がい児にあっては、これに準ずるものと市長が認める者を含む。）
- ② 本市の支給決定を受け、居宅介護、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援のサービスを現に利用している者
- ③ 意思疎通支援が困難な者（障がい児にあっては、これに準ずるものと市長が認める者を含む。）

障害者支援区分の調査項目のうち「コミュニケーション」の項目で判断をすることとする。

- ④ 入院する医療機関からの要請及び承諾を受けている者
- ⑤ 単身の世帯に属する者又は同居している家族等が障がい、疾病等で介護に制約がある世帯に属する者

- (2) 上記の規定にかかわらず、支援を希望する障がい者等の障がいの種類、程度その他の心身の状況及び介護の状況等を調査した場合に上記要件に準ずる者として市長が特に必要と認めた場合は対象者とすることができる。

4 意思疎通支援事業者・意思疎通支援員

(1) 意思疎通支援事業者

居宅介護、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援のいずれかの指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者

(2) 意思疎通支援員

意思疎通支援事業者に所属する居宅介護従事者、重度訪問介護従事者又は重度障害者等包括支援従事者で、障がい者等との意思疎通について必要な経験を有し、対象者との意思疎通を行うことができるもの

5 支援給付費

障がい者又は障がい児の保護者から支援給付費の請求及び受領の委任を受けた意思疎通支援事業者に対し、意思疎通支援員の派遣時間に下記単価を乗じた額から利用者負担を差し引いた額を支援給付費として支払う。

時 間	単価
1 時間まで	1,500 円
1 時間を超えるときは、超過時間 30 分までごとに	750 円

6 利用者負担

原則 1 時間につき 150 円（以降 30 分ごとに 75 円加算）、ただし、低所得者、生活保護受給者は免除

※所得に応じた月額負担上限額あり

7 サービス提供の流れ

